

第百七十一回国 参议院 参议院議院運営委員会會議録第三十七号

平成二十一年七月三日(金曜日)
午前九時四十一分開会

委員の異動

七月二日

辞任

大島九州男君
丸川 珠代君

補欠選任

舟山 康江君
佐藤 正久君

出席者は左のとおり。

委員長 西岡 武夫君
理事 池口 修次君
小川 勝也君
水岡 俊一君
秋元 司君
世耕 弘成君
魚住裕一郎君

委員

加賀谷 健君
風間 直樹君
川合 孝典君
谷岡 郁子君
友近 聡朗君
羽田雄一郎君
姫井由美子君
舟山 康江君
米長 晴信君
磯崎 陽輔君
佐藤 正久君
島尻安伊子君
伊達 忠一君
西田 昌司君
長谷川大紋君
義家 弘介君

委員以外の議員

山本 博司君
鰐淵 洋子君
仁比 聡平君
真雄君

副議長 江田 五月君
昭子君

事務局側

事務局長 小幡 幹雄君
事務次長 橋本 雅史君
議事部長 東海林壽秀君
委員部長 諸星 輝道君
記録部長 富山 哲雄君
警務部長 吉岡 拓君
庶務部長 古賀 保之君
管理部長 中村 剛君
国際部長 井高 育央君
館長 長尾 貞君
総務部長 内海 啓也君

本日の会議に付した案件

○国立国会図書館法の一部を改正する法律案衆議院提出

○国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程の制定に関する件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(西岡武夫君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、国立国会図書館法の一部を改正する法律案を議題といたします。
事務総長の説明を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 便宜私から御説明申し上げます。
本案は、国、地方公共団体、独立行政法人等の提供するインターネット資料がこれらの機関による国民への情報伝達の手段として主要な地位を占めるに至っている状況にかんがみ、国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、これらのインターネット資料を収集するための制度を設けようとするものであります。

この法律は、平成二十二年四月一日から施行することといたしておりますが、インターネット資料の収集のための複製に係る著作権法の一部改正も併せて行うことといたしております。
以上でございます。

○委員長(西岡武夫君) これより採決を行います。
本案に賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(西岡武夫君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西岡武夫君) 次に、国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程の制定に関する件を議題といたします。

○国立国会図書館長(長尾真君) 御説明申し上げます。
本件は、ただいま御決定いただきました国立国会

図書館法の一部改正に伴い、インターネット資料の収集のための記録媒体への記録に必要事項を定めようとするものであります。
この規程は、平成二十二年四月一日から施行することといたしております。
以上でございます。

○委員長(西岡武夫君) 本件につきましては、ただいまの図書館長説明のとおり承認することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西岡武夫君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

○事務総長(小幡幹雄君) 御説明申し上げます。
本日の議事は、最初に、日程第一ないし第四を一括して議題とした後、外交防衛委員長が報告されます。採決は二回に分けて行います。まず日程第一及び第二を一括して採決し、次いで日程第三及び第四を一括して採決いたします。

次に、日程第五及び第六を一括して議題とした後、沖繩及び北方問題に関する特別委員長が報告されます。採決は両案を一括して行います。

次に、日程第七について、経済産業委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議了いたしました国立国会図書館法改正案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

なお、本日の議案の採決は、いずれも押しボタン式投票をもって行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約十五分の見込みでございます。

○委員長(西岡武夫君) ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午前九時五十五分、本鈴は午前十時でございます。

暫時休憩いたします。

午前九時四十五分休憩

(休憩後開会に至らなかつた)

〔参照〕

要綱 国立国会図書館法の一部を改正する法律案

第一 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録に関する事項

一 館長は、公用に供するため、国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより、国立国会図書館の収集資料として収集することができること。(第二十三

三 著作権法の一部改正

二 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料(その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、一の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。三において同じ。)について、館長の定めるところにより、

館長が一の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならないこと。(第二十五条の三第二項関係)

三 館長は、国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者がインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、一の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するよう求めることができること。(第二十五条の三第三項関係)

第二 施行期日等

一 施行期日 この法律は、平成二十二年四月一日から施行すること。(附則第一条関係)

二 経過措置 第一の三は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている第一の一のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた第一の一のインターネット資料について適用すること。(附則第二条関係)

三 著作権法の一部改正 国立国会図書館の館長は、第一の一により第一の一に規定するインターネット資料を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができること。(附則第三条関係)

2 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、第一の三の求めに応じインターネット資料を提供するため必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を複製することができること。(附則第三条関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこと。(附則第三条関係)

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「納入」の下に「並びに第十一章の規定による記録」を加える。

第十一章の次に次の一章を加える。

第二十一条の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。)を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

館長が一の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならないこと。(第二十五条の三第二項関係)

三 館長は、国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者がインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、一の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供するよう求めることができること。(第二十五条の三第三項関係)

第二 施行期日等

一 施行期日 この法律は、平成二十二年四月一日から施行すること。(附則第一条関係)

二 経過措置 第一の三は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている第一の一のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた第一の一のインターネット資料について適用すること。(附則第二条関係)

三 著作権法の一部改正 国立国会図書館の館長は、第一の一により第一の一に規定するインターネット資料を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができること。(附則第三条関係)

2 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、第一の三の求めに応じインターネット資料を提供するため必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を複製することができること。(附則第三条関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこと。(附則第三条関係)

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「納入」の下に「並びに第十一章の規定による記録」を加える。

第十一章の次に次の一章を加える。

第二十一条の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。)を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料(その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。)について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館

に提供しよう求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の三第三項の規定は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料について適用する。

(著作権法の一部改正) 第三条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の二の次に次の一条を加える。(国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製) 第四十二条の三 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の三第一項の規定により同項に規定するインターネット資料(以下この条において「インターネット資料」という。)を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。

2 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、同法第二十五条の三第三項の求めに応じインターネット資料を提供するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を複製することができる。

第四十九条第一項第一号中「第四十二条の二まで」の下に、「第四十二条の三第二項」を加える。

第二百二条第一項中「第四十二条の二」を「第四

十二條の三に改め、同条第九項第一号中「第四十二條の二まで」の下に、「第四十二條の三第二項」を加える。

理由

国、地方公共団体、独立行政法人等の提供するインターネット資料がこれらの機関による国民へ

の情報伝達的手段として主要な地位を占めるに至っている状況にかんがみ、国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、これらのインターネット資料を収集するための規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館法の一部改正(新旧対照表)
国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)

改正案

第二十三条 館長は、国立国会図書館の収集資料として、図書及びその他の図書館資料を次章及び第十一章の規定による納入並びに第十一章の二の規定による記録によるほか、購入、寄贈、交換、遺贈その他の方法によつて、又は行政及び司法の各部門からの移管によつて収集することができる。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が国立国会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその他の図書館資料を国立国会図書館に移管することができる。館長は、国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を、行政及び司法の各部門に移管し、又は交換の用に供し、若しくは処分することができる。

現行

第二十三条 館長は、国立国会図書館の収集資料として、図書及びその他の図書館資料を次章及び第十一章の規定による納入によるほか、購入、寄贈、交換、遺贈その他の方法によつて、又は行政及び司法の各部門からの移管によつて収集することができる。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が国立国会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその他の図書館資料を国立国会図書館に移管することができる。館長は、国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を、行政及び司法の各部門に移管し、又は交換の用に供し、若しくは処分することができる。

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができな

い方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。)を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

② 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料(その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。)について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供するよう求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

著作権法の一部改正(新旧対照表)
著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)

改正案

(国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製)
第四十二条の三 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の三第一項の規定により同項に規定するインターネット資料(以下この条において「インターネット資料」とい

現行(平成二十二年一月一日現在)

う。)を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。

2 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、同法第二十五条の三第三項の求めに応じインターネット資料を提供するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を複製することができる。

(複製物の目的外使用等)
第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行ったものとみなす。

- 一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第三十三条の二第二項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。)、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条の二又は第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第四号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者

二(七) (略)
2 (略)
(著作隣接権の制限)

- 第二百二条 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十五条、第三十六条、第三十七條第三項、第三十七條の二第一号を除く。次項において同じ。)、第三十八條第二項及び第四項、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十四条(第二項を除く。)

(複製物の目的外使用等)
第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行ったものとみなす。

- 一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第三十三条の二第二項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。)、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条の二又は第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第四号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者

二(七) (略)
2 (略)
(著作隣接権の制限)

- 第二百二条 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十五条、第三十六条、第三十七條第三項、第三十七條の二第一号を除く。次項において同じ。)、第三十八條第二項及び第四項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十四条(第二項を除く。)

利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の九の規定は、著作隣接権の目的となつていない実演又はレコードの利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつていない実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。

2(8) (略)

9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行ったものとみなす。

- 一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十四条第一項若しくは第二項又は第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像を公衆に提示した者

二(八) (略)

利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の九の規定は、著作隣接権の目的となつていない実演又はレコードの利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつていない実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。

2(8) (略)

9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行ったものとみなす。

- 一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十四条第一項若しくは第二項又は第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像を公衆に提示した者

二(八) (略)

国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程案

(収集目的の達成に支障がないと認められるインターネット資料)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。))第二十五条の三第二項に規定するその性質及び公衆に利用可能とされ

た目的にかんがみ、同条第一項の目的の達成に支障がないと認められるインターネット資料は、次に掲げるものとする。

- 一 当該インターネット資料を公衆に利用可能とした者の事務に係る申請、届出等を受けることを目的とするもの
- 二 長期間にわたり継続して公衆に利用可能と

することを目的としているものであって、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるもの

(インターネット資料の記録を適切に行うために講ずべき手段)

第二条 法第二十五条の三第二項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が講じなければならぬ手段は、同項のインターネット資料を公衆に利用可能としている電子計算機において、館長の定める基準により、法第二十五条の三第一項の記録を行うために必要な情報を加え、又は同項の記録を妨げる情報を削ることとする。ただし、当該者が当該電子計算機について当該手段を講ずる権限を有しない場合は、この限りでない。

(公示)

第三条 館長は、法第二十五条の三第三項のインターネット資料及び前条の基準を定めるときは、官報により公示するものとする。

(委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、インターネット資料の記録に関し必要な事項は、館長が定める。

附則

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

七月三日(金)の議事予定

日程第一 刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めめるの件(第七十回国会内閣提出、第七十一回国会衆議院送付)

日程第二 領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(衆議院送付)

日程第三 国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正

第十六部 議院運営委員会議録第三十七号

及び国際通貨基金の投資権限を拡大するため国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めめるの件(衆議院送付)

日程第四 国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めめるの件(衆議院送付)

日程第五 沖縄科学技術大学院大学学園法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第六 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第七 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

七月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「納入」の下に「並びに」を挿入し、第一章の規定による記録を加える。

第十一章の次に次の一章を加える。

政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映

像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。)を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされているインターネット資料(その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。)について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とする役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供しよう求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の三第三項の規定は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料について適用する。

(著作権法の一部改正) 第三条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の二の次に次の一条を加える。(国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製)

第四十二条の三 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の三第一項の規定により同項に規定するインターネット資料(以下この条において「インターネット資料」という。)を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。

2 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、同法第二十五条の三第三項の求めに応じインターネット資料を提供するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を複製することができる。

第四十九条第一項第一号中「第四十二条の二まで」の下に、「第四十二条の三第二項」を加える。

第二百二条第一項中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改め、同条第九項第一号中「第四十二条の二まで」の下に、「第四十二条の三第二項」を加える。

七月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「納入」の下に「並びに」を挿入し、第一章の規定による記録を加える。

第十一章の次に次の一章を加える。

政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映

平成二十一年七月七日印刷

平成二十一年七月八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A